

令和7年度補正予算（案）について

令和7年1月
消費者庁

I. 補正要求額

約26.3億円 ※その他デジタル庁一括計上分として0.9億円

II. 主な取組概要

1. 地方消費者行政の充実・強化

・地方消費者行政強化交付金	17.6億円
・（独）国民生活センター運営費交付金	4.4億円

地方の暮らしの安全・安心の確保や包括的な地域共生社会の実現に向けて、地方消費者行政強化交付金の仕組みを見直し、消費者に身近な消費生活相談体制の強化・デジタル化、配慮を要する消費者の見守り機能の強化、消費者教育・啓発等に取り組む地方公共団体の取組への支援を進める。

また、地方公共団体の消費生活相談員や職員に対する研修等を適切に行うため、国民生活センターの関連施設・設備の改修等を行い、国民生活センターの機能の充実を図る。

2. 直面している物価高への対応

○賃金と物価の好循環の実現のための消費者に対する普及啓発

0.4億円

持続的な賃金上昇に向けて、「賃金等の価格転嫁が価格上昇をもたらし、それが更なる賃金上昇をもたらし得る」という共通理解を醸成するため、様々なコンテンツ・広報手段により消費者への普及・啓発を行う。

○食品ロスの削減・食品寄附の促進

・コンビニ型コミュニティパントリー導入に向けた地域課題解消実証事業	0.9億円
・フードバンクの認証取得に向けた体制整備支援事業	0.4億円

自治体・フードバンク等と連携した未利用食品の活用促進に向けたモデル事業の実施や、令和8年度早期にフードバンクの認証制度を開始予定であることを見据え、同認証の取得に向けた体制整備の支援を行う。

3. 消費者を取り巻く環境変化への速やかな対応

○超高齢化やデジタル化の進展を踏まえた消費者法制度の在り方等の検討

・消費者法制度の見直しに関する調査	0.4 億円
・デジタル社会における消費者取引の適正化等事業	1.1 億円

実効性の高い消費者法制度の整備に向けた具体的な検討等を速やかに行うため、デジタル技術の進展等を踏まえた消費者取引を巡る実態・影響や関連制度の調査を行うとともに、法執行の効率化に向けたデジタル技術の活用に係る調査研究等を行う。

○消費者の生命身体の安全確保に向けた周知啓発・調査

・重大製品事故情報の報告・公表制度の周知等	0.4 億円
・食品安全の理解醸成に資する情報発信	0.4 億円

改正消費生活用製品安全法の施行を踏まえ、同法に基づく重大製品事故の報告・公表に関する制度について海外事業者等に周知啓発を実施するほか、製造物関連制度に係る米国における対応等の調査や、食品安全の理解醸成に向けた情報発信を実施する。

○時代に即した食品表示等の検討に資する調査

・食品表示制度のデジタル化に向けた調査	0.2 億円
・外食・中食における食物アレルギーの情報提供に関する取組の推進	0.1 億円

分かりやすい食品表示制度の在り方の検討に向けて食品表示へのデジタルツールの活用に関する調査を行うとともに、外食・中食事業者における食物アレルギーの情報提供に関する取組の推進に向けた調査を実施する。

以上

地方消費者行政強化交付金について

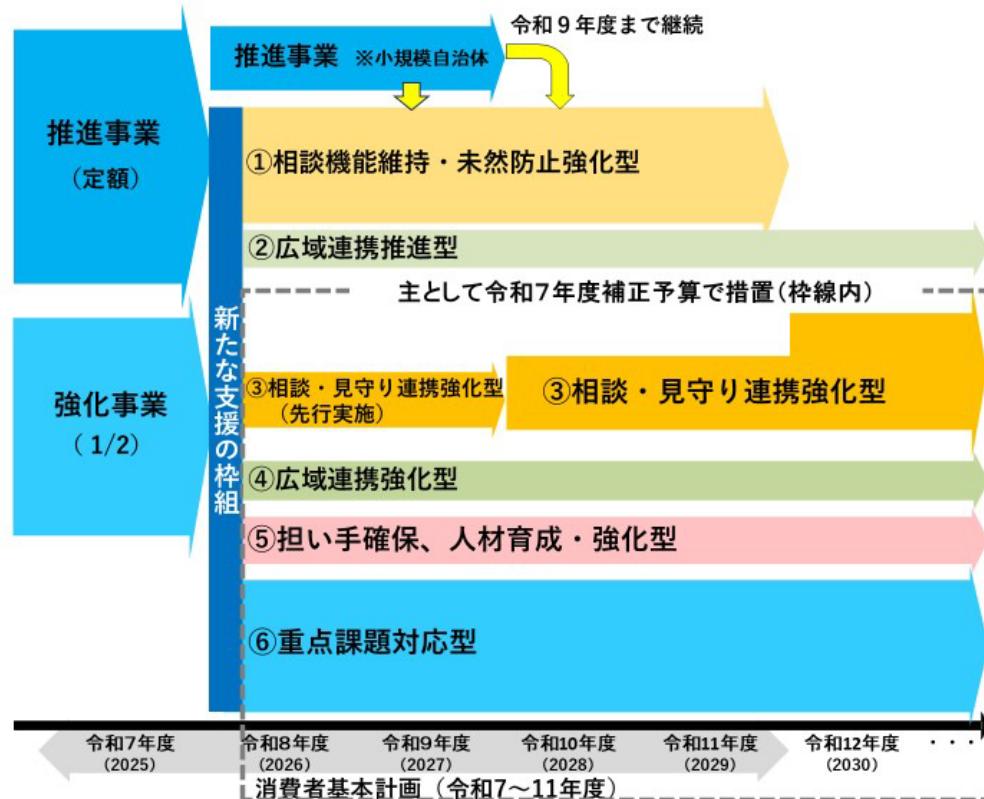
令和7年度補正予算:17.6億円(案)

衆・消費者特委決議、骨太方針2025、消費者基本計画等を踏まえ、交付金の見直しを図る。具体的には、

- (1) 身近な相談窓口の充実など、これまでの成果が推進事業終了により後退しないための適切な対策を講じる。また、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、
- (2) 「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実の取組、
- (3) 相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、SNSにおけるトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化、
- (4) 広域連携による効率的な相談体制の構築、

等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る(地方消費者行政のバージョンアップ)。

新たな枠組み



支援メニュー

① 相談機能維持・未然防止強化型(補助率:定額)

- ✓ 相談機能維持、被害の未然防止活動強化を前提に、推進事業活用自治体が、消費者基本計画期間中(令和8~11年度)消費生活センター等の運営を継続できるよう支援(定額)

② 広域連携推進型(令和11年度まで定額、その後原則2/3※)

- ✓ 広域連携による消費生活センターの運営を支援(令和16年度までの間の措置)
※令和15年度以降の補助率については、次期消費者基本計画策定時に判断・決定

③ 相談・見守り連携強化型(原則1/2)

- ✓ 消費生活相談員が相談に従事しつつ、出前講座、見守り活動を行う者へ情報提供を行うなど、相談と見守りの連携強化や新たな役割、業務の高度化等に相応しい処遇の実現を支援

④ 広域連携強化型(原則2/3)

- ✓ 中心となる自治体の消費生活センターの機能強化を支援

⑤ 担い手確保、人材育成・強化型(原則1/2)

- ✓ 都道府県による消費生活相談員の計画的育成・確保の取組を支援
- ✓ SNSトラブルなど複雑・高度な相談に対応する者の配置等を支援

⑥ 重点課題対応型(原則1/2)

- ✓ 既存の強化事業を改組。時々の重点課題への取組を支援